所得金額:

般に収入金額

から必

6月の納税等

村県民税 / 前納・ 第 1

期

納 保 育 料/6月分 /7月1日(月)

ください 納期 付は 限 便 内の納付にご協力ください。 利 な口 座振替をご利用

人住民税に つい

す。 を合わ その市町 税金で、 いは事 個人住民税は、 務所などがある方に せ て住民税とよば 道 村に住所 府県民 2税と市 がある 毎 车 1 町 か 月 n 村民 か 7 1 か 11 あ H ま 税 る 13

定 の額を負担 所 得金 でする均 一額に 等 割 わ 5

ず一 得金額に応じて負担する所得 住民税は、 構成されています か か

均等割の税率

県民税年額

500円を含む)

村民税年額

●所得割の税率

県民税 4%

村民税 6%

所得割の計算方法

た場 なお、

合

でも 再

申 0 会社

逝

が

なけ

n

ば

徴収

方法

度

他

就

職さ

別徴収による納付はできませ

10%

(あいち森と緑づくり税

500円および復興特別税

(復興特別税500円を含む)

(所得金額-所得控除額)×

- 税額控除額=所得割額

2,000円

3,500円

-律10%

所得控除…扶養控除、 **額控除**…調整控除、 要経費を差し引いた金額です。 知書を送付して、 ずれかの方法により納税します。 寄付金税額控除などがあります 社会保険料控除などがあります 村民税と県民税をあわせて次のい 納税の方法 直接個 配偶者控除、 配 控除

月)です。 ともできます。 付する方法です。 通徴収…役場から個人に納税通 (6月 8月 全期 前 10 月 · 納 納期は、 で 納 <u>광</u> 人が 8 年 年 i 納 4

口

特別徴収…6 れます。 月1日以降に退職された場合は 変更されます。ただし、 た場合、 特別徴収で納付されている方が に代わって納める方法です。 の 12 回 に 未納税額が給与から一括徴収さ 希望される場合、または**翌年1** 年の 給与支払者が給与所得 納付方法が普通徴収に 途中で会社を辞 分けて給与から天引き 月から翌年5月まで 本人が めら

> 0) で、 ご注意くださ

年金からの特別徴収

的年 ん。 的年金等の所得に係る住民税が公 等を受給されている方は、 年金や遺族年金は対象となり れる場合があります。 金等から特別徴収 老齢基礎年金などの 月1日現在65歳以上 なお、 (天引き 公的 Oその 方 障害 ま 年 0

後日 れる場合があります。 より多い金額が年金から 徴収分につ てください。 年 0) 還 金額等は、 金 並からの 付させていただい ご了承ください いては算出され 手続きの 特 別徴収 次の表を参考に その 都合上、 がされ 天引 7 た税 お 場 りま 合は きさ る時 仮 額

10 12 6月 8月 2月 月 月 算出 方法 それぞれ年税額の それぞれ年税額の 1/4 1/6 ※年金からの特別徴収の期割税額に100円未 満の端数が生じた場合、10月に加算します。

今年度から特別徴収が開始される人

普通徴収

(自分で納付)

ませんので、

ご承知おきくださ

があります。

すべ

ての方法で納

8 合 7 は 徴 等 は

て

61

ただく方も

13 5

ノつ、

L

や

13

、ます

|複して納めることには

な

Ŋ

普通徴収、

と所得の

種

類によっ

その他

の所得に係る住民

税

に係る住民税は年金からの

特別

給与から

の特別徴収、

公的年

숲

なお、

給与所

得に係る住民税

それぞれ

徴収

方法が分かれる場

年金から特別徴収

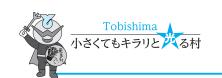
(天引き)

昨年度、年金から特別徴収されている人

年金から特別徴収(天引き) 徴収 方法 仮徴収 本徴収 10月 4月 12月 2月 6月 8月 それぞれ 「前年度の それぞれ年税額から 公的年金等に係る年 4·6·8月分(仮徴収税額×1/2]を3等分 税額)を差し引いて3 算出 方法 にした税額 等分した税額 ※期割税額に100円未満の端数が生じた場合、仮 徴収は4月、本徴収は10月に加算します。

減免につい

場合があります。 民税の減免を受けることが出 る分や納付がされている分は減免 出する時点で納期限が過ぎて 次の要件に当てはまる方は、 なお、 申 請 語書を 一来る 住



できませんのでご
 承知おきください。

今年の1月2日以後に死亡した 等が200万円以下の方 方のうち、 前年中の総所得金額

生活保護を受けている方

6月30日現在において今年中 現に継続して6か月以上療養 療養を要すると思われる方のう の方または継続して6か月以上 130万円以下の方 前年中の総所得金額等

ます。

のうち、前年中の総所得金額等 以下に減少すると認められる方 の総所得金額等に比べ2分の が200万円以下の方 総所得金額等の見込額が前年

雇用保険法の規定による基本手 等が200万円以下の方 控除配偶者または扶養親族が有 当の受給資格を有する方のうち かつ、 前年中の総所得金

当該年の1月1日現在において 規定する勤労学生である方 所得税法第2条第1項第32号に

災害により死亡した方

災害により障害者となった方

あなた(控除対象配偶者または 扶養親族を含む)が所有する住 宅等について災害による損害金

> 上である方のうち、前年総所得 額が住宅等の価格の10分の3以 金額等が1000万円以下の方

申請方法

日(月)です。)までに減免申請書お 事務手続きの都合上、6月20日 よび添付資料を提出してください (木)までの提出にご協力お願いし 納期限(最初の納期限は7月

ます。 減免申請書は税務課窓口にあり

問合せ先

総務部税務課

住民税に関するQ&A

Q村県民税はいくらの収入から課 ていても課税されるのですか? 税されますか?扶養親族になっ 「私の昨年の収入はパートで

送られてきました。どうしてで を超えない限り、税金は非課税に ません。パート収入が103万円 98万円あり、その他の収入はあり に村県民税の納税通知書が自宅に なると聞いていたが、今年の6月 しょうか。」

98万円あり、 「私の昨年の収入はアルバイ 配偶者(または親

した。どうしてでしょうか。_ 28万円)を超えると、

す。村県民税は、 すから均等割額が課税され、納税 あなたの合計所得金額は33万円で 65万円 = 給与所得33万円となりま 与収入98万円-給与所得控除 通知書をお送りいたしました。 超えると均等割額が課税されます 金額が28万円(給与収入93万円)を 族等がいない場合、前年の合計所得 あなたの前年の給与所得は、 税金がかからない103万円と あなたに扶養親

| 収入 | 所得税 | 村県民税 | | |
|--------------------------------|-------|---------------|-----------|--|
| (所得換算後) | 所得割額 | 所得割額 | 均等割額 | |
| 93万円以下 (28万円以下) | | -1F≡m4¥ | 非課税 | |
| 93万円超100万円以下 (28万円超35万円以下) | 非課税 | 非課税 | - 課税する | |
| 100万円超103万円以下 (35万円超38万円以下) | | | | |
| 103万円超141万円未満 (38万円超76万円未満) | 課税する | 課税する 場合がある | 場合がある | |
| 141万円以上 (76万円以上) | 場合がある | | | |

手間が省けます。

等)の扶養親族となっていますが 今年の6月に納税通知書が届きま

税されます。 扶養親族であるかに関わらず課 給与収入が93万円(合計所得 あなたが

特別徴収とさせていただきますの で、ご理解とご協力をお願いしま で普通徴収であった方についても よび納税の公平を図るため、 納税者の方々の利便性の向上お

納税者のメリット

納税のために金融機関等に行く 毎月の給与から天引きされるた め、納め忘れがなくなります。

年4回払いの普通徴収よりも 回当たりの負担が少なくて済 年12回払いの特別徴収の方が

問合せ先

総務部税務課

いう基準は、 所得税の場合です。

問合せ先

総務部税務課

特別徴収にご協力を

ています。 り、給与所得に係る住民税は特別 制度です。地方税法等の規定によ 法で、毎月(6月から翌年5月ま 徴収によって徴収することとされ で)の給与から天引きによる納税 給与所得に係る住民税の徴収 方

information

変更後 配偶者控除

| ~~!~ !!!!!! | • | | | |
|---|-------------|------------|--|--|
| 納税義務者の | 控除額 | | | |
| 合計所得金額 (給与収入参考) | 控除対象 配偶者 | 老人控除対象 配偶者 | | |
| 900万円以下 (1120万円以下) | 33万円 | 38万円 | | |
| 900万円超 950万円以下 (1120万円超 1170万円以下) | 22万円 | 26万円 | | |
| 950万円超 1000万円以下 (1170万円超 1220万円以下) | 11万円 | 13万円 | | |

える場合は適用できません。 義務者本人の所得が1千万円を です。なお、どちらの控除も納 の住民税所得控除額は次のとお それぞれ変更となります。 収入で計算する住民税) から配 平成30年1月1日 平成31年度にかかる個人住民 配偶者特別控除の 12 月 変更 金額 31 日 超 税 n 後 偶 税 が 0

控除が変更になります。 偶者控除

変更後 配偶者特別控除

| Series mail a minorania. | | | | | | | | | |
|---|-----------------|-----------------|------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--|
| 納税義務者の 合計所得金額 (給与収入参考) | 控除額 | | | | | | | | |
| | 配偶者の合計所得金額 | | | | | | | | |
| | 38万円超 90万円以下 | 90万円超 95万円以下 | 95万円超 100万円以下 | 100万円超105万 円以下 | 105万円超110万 円以下 | 110万円超115万 円以下 | 115万円超120万 円以下 | 120万円超123万 円以下 | |
| 900万円以下 (1120万円以下) | 33万円 | 31万円 | 26万円 | 21万円 | 16万円 | 11万円 | 6万円 | 3万円 | |
| 900万円超 950万円以下 (1120万円超 1170万円以下) | 22万円 | 21万円 | 18万円 | 14万円 | 11万円 | 8万円 | 4万円 | 2万円 | |
| 950万円超 1000万円以下 (1170万円超 1220万円以下) | 11万円 | 11万円 | 9万円 | 7万円 | 6万円 | 4万円 | 2万円 | 1万円 | |

重要な課題の る者もおり、 悪質で組織的な犯罪に関与して るうえ、 統計)の不法残留者がいると言 、平成31年1月1日現在、 国内には、 その大半は不法に就労して 凶悪犯罪や薬物犯罪等 これら不法滞在者 我が国の 約7万4, 一つになっています。 の治安対 0 法 0 策上 務省 0 O

問合せ先

せる「安全」な地域 いします。 の皆さまのご理解とご協力をお いますので、 締りを推進し、「安心」して暮ら 情報提供等、 づくりを目指 住 民

7

消費税の軽減税率制度の説明会を開催しています

事業者の方は、どなたでも参加できます。



軽減税率制度は、多くの事業者の方に関 係があります。税務署では、以下のとおり 「消費税軽減税率制度等説明会」を開催し、 事業者に対して説明を行っていますので、 是非ご出席ください。

電話での事前予約をお願いします。 (定員 各回10名)

【説明会の日程】

毎月5と0のつく日(土、日、祝日を除く下記日程) 14:00~15:00

津島税務署

6/5(水)6/10(月)6/20(木)6/25(火)

7/5(金)7/25(木)7/30(火)

8/5(月)8/15(木)8/20(火)8/30(金)

9/5(木)9/10(火)9/20(金)9/25(水)9/30(月)

連絡先 法人課税第一部門 0567-26-2161(内線 612) 自動音声の案内に従い「2」を選択してください。

●上記以外の説明会の開催日時・場所に

ついては

軽減税率説明会 検索



